



学校法人 古沢学園 都市学園大グループ

令和7年度(2025年度) 学生募集要項

専門 学校 福祉リソースカレッジ広島

●精神保健福祉学科

- 一般養成施設 昼間課程(1年)
- 短期養成施設 通信課程(9ヶ月)
- 一般養成施設 通信課程(1年6ヶ月)

●社会福祉学科

- 一般養成施設 通信課程(1年6ヶ月)

目 次

精神保健福祉学科

- 一般養成施設 昼間課程(1年)…………… 1
- 短期養成施設 通信課程(9ヶ月)…………… 7
- 一般養成施設 通信課程(1年6ヶ月)
- 実習免除について…………… 11

社会福祉学科

- 一般養成施設 通信課程(1年6ヶ月)…………… 19
- 実習免除について…………… 23

WEB出願から入学までの手順…………… 33

通信課程よくある質問…………… 37

精神保健福祉学科

一般養成施設 昼間課程(1年)

1 募集定員・修業期間

学科・課程	募集定員	修業期間
精神保健福祉学科 昼間課程	35名	1年

2 受験資格

次のいずれかに該当する者であること

- (1) 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者(卒業見込みを含む)、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者
- (2) 学校教育法に基づく3年制短期大学等(夜間・通信によるものは除く)を卒業した者、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく2年制短期大学等または高等専門学校を卒業した者、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者
- (4) 指定施設において4年以上相談援助業務に従事した者(学歴問わず)
- (5) 社会福祉士

※受験資格についての質問等は本校入学事務局に問い合わせること

3 入学試験日程

募集区分	願書受付期間	試験日	合否通知送付	手続き締切日
1次	10月 1日(火)～10月16日(水)	10月19日(土)	10月22日(火)	11月22日(金)
2次	10月17日(木)～11月 6日(水)	11月 9日(土)	11月12日(火)	12月13日(金)
3次	11月 7日(木)～12月 4日(水)	12月 7日(土)	12月10日(火)	1月10日(金)
4次	12月 5日(木)～ 1月22日(水)	1月25日(土)	1月28日(火)	2月28日(金)
5次	1月23日(木)～ 2月12日(水)	2月15日(土)	2月18日(火)	3月21日(金)
6次	2月13日(木)～ 3月27日(木)	本校の指定する日	入試日の翌々日	本校の指定する日

※事務処理の都合上、結果が発表日より早く通知される場合がある

※定員に満たない場合、以降特別入試を行う場合がある

4 出願書類

●出願書類

- | | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 入学願書 | WEB出願サイトより手順に従って出願 |
| (2) 経歴書(様式①) | 本校ホームページまたはWEB出願サイトより印刷して使用 |
| (3) 受験資格証明書 | 受験資格別の規定による証明書 1部
実務経験証明書(様式③-1,様式③-2)は学生募集要項とじ込みの本校所定用紙を使用するか、本校ホームページまたはWEB出願サイトより印刷して使用 |
| (4) 入学選考料 | 25,000円 |

●受験資格証明書

受験資格(1)の該当者	・大学等卒業証明書または大学等卒業見込み証明書
受験資格(2)の該当者	・3年制短期大学等卒業証明書 ・実務経験証明書(様式③-1,様式③-2)
受験資格(3)の該当者	・短期大学等卒業証明書または高等専門学校卒業証明書 ・実務経験証明書(様式③-1,様式③-2)
受験資格(4)の該当者	・最終学歴の卒業証明書 ・実務経験証明書(様式③-1,様式③-2)
受験資格(5)の該当者	・社会福祉士登録証の写し

※1 社会福祉士登録証の姓が、卒業証明書の姓と異なる場合は戸籍抄本を提出すること

※2 卒業証明書、実務経験証明書等が現在の姓と異なる場合は戸籍抄本を提出すること

※3 大学院卒業の者も、本校昼間課程の入学資格は「大学卒業」となるため、大学の卒業証明書を提出すること

卒業証明書は出願時の直近3ヵ月以内発行のもので、コピーは認められない

2025年3月31日までに卒業見込みの者は「卒業見込み証明書」を提出 入学許可後『卒業証明書』を提出すること
提出のない場合は入学許可を取り消す

5 出願方法・諸注意

- 必要書類を郵送する場合は、入学願書はWEB出願のみとし、必要書類は郵送または本校に直接持参する
- 所定のWEB出願ページから宛名を出力し、角2の封筒(個人で準備)に貼り、書留で送付すること
入学選考料はコンビニエンスストア、クレジットカード、Pay-easy(ATMあるいはネットバンキング)いずれかを選択して支払うこと
- 直接持参する場合は受付時間内に提出すること(受付時間午前9時～午後5時)
ただし日曜日・祝日・振替休日および、年末年始休業や卒業式などの行事で休校している場合があるため事前に確認すること
- 経歴書は、本人の自筆により楷書ではっきり記入する
- 経歴書の記入は、黒色ペンまたはボールペンにより楷書で記入する
- 出願書類に不備がある場合は、事務局の指示により至急出願書類を整えること
- 受理した出願書類及び入学選考料等は返還しない

6 入学選考

書類審査・面接試験・小論文の内容を総合して選考する

試験内容

教科	内容	時間
小論文	課題文を読み、指示に従って800文字程度の文章を記す	60分

9:30～10:30	受付
10:30～	諸伝達
10:40～11:40	小論文
11:40～11:50	休憩
11:50～	面接試験

試験会場 専門学校福祉リソースカレッジ広島

所在地 広島県安芸郡府中町本町2丁目1-17 TEL(082)288-8804

7 学費・入学手続き

入 学 金	前期授業料	後期授業料	実習費（該当者）	合 計
250,000 円	430,000 円	430,000 円	80,000 円	1,190,000 円

- (1) 合格通知到達後、指定された期日までに入学金・年間学費を一括または分割で納入する
(分割納入の場合は入学手続き時に760,000円、2025年7月31日までに430,000円を納入する)
- (2) 指定された期日までに学費等が納入されない場合は合格を取り消すことがある
ただし、事前に事務局の許可を受けたものはこの限りではない
- (3) テキスト代等は入学後請求予定 年間80,000円前後

8 入学金の減免特典制度

- 入学希望者の父母・兄弟姉妹に学校法人古沢学園 都市学園大グループ校の在籍者または卒業生がいる場合
(通信課程の在籍者・卒業生は除く)入学金のうち50,000円を免除する
- 入学希望者本人が本学園の在籍者または卒業生である場合、(通信課程の在籍者・卒業生は除く)入学金を全額免除する
※合格発表後に申請を受け付ける
※合格通知到着後、一週間以内に本校入学事務局(082)288-8804まで申し出ること

9 学生住居費補助制度

- 保証人の生活の本拠が遠隔地にあり、本校の学生が勉学のため住居を賃借する場合、住居費の一部を補助し、入学初年度における住居費の負担を軽減する
- 住居費の補助額は、50,000円とし、入学初年度のみ給付とする
申込は入学後(4月末まで)とし、6月末に給付
※学生が賃貸する住居は原則として広島市およびその近郊に所在すること
※学園女子寮の入寮生は除く
※この制度は外国人留学生には適用されない
※詳しくは本校入学事務局まで問い合わせること

10 奨学金制度

〔貸与型奨学金〕日本学生支援機構奨学金(在学採用については、入学後に説明会・選考を実施)

	日本学生支援機構 第一種奨学金		日本学生支援機構 第二種奨学金
貸与金額	自宅通学	月額2万円、3万円、4万円、5万3千円より選択	2万～12万円(1万円単位) 希望する月額を選択
	自宅外通学	月額2万円、3万円、4万円、5万円、6万円より選択	
貸与期間	採用時から在籍する学科の修学年限が終わるまで		
選考方法	日本学生支援機構の審査基準にてらして書類選考		
利 子	なし		在学中は無利息、卒業後に年3%を上限とする、利率固定方式または見直し方式のいずれかを選択
支給方法	本人名義の普通預金口座に振込		
返済義務	あり		
返済期間	卒業時から13年以内		卒業時から16年以内

11 進学資金融資制度等

■国の教育ローン

(本校は、国の進学資金融資制度を受ける事ができる 詳細は各窓口へ直接問い合わせること)

国の教育ローン	
貸付機関	日本政策金融公庫 国民生活事業
融資限度額	350万円
返済期間	18年以内(交通遺児家庭または母子家庭の場合、3年間の延長が可能)
保証人	(財)教育資金融資保証基金の保証または保証人(1名以上)
担保	不要
対象	世帯の年間収入(所得)が790~1,190万円(子供1~5人)の方または 世帯の年間収入が990万円(所得770万円)以内であり、特例要件のいずれかに該当する方
問い合わせ	日本政策金融公庫または各金融機関窓口 https://www.jfc.go.jp/

教育一般貸付/日本政策金融公庫 国民生活事業の問い合わせ先

■取扱窓口/●日本政策金融公庫 国民生活事業の各支店(全国152店舗)

●最寄りの金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協(約34,000店舗))でも取扱い(お申込、ご相談は各金融機関へ問い合わせること)

※「国の教育ローン」には、このほかにも、郵便局で教育積立郵便貯金をされている方が利用できる「郵貯貸付」がある 詳しくは、近くの郵便局の窓口で相談のこと

問い合わせ先 教育ローンコールセンター

ハローコール

●営業時間/月~金 9:00~21:00

ナビダイヤル **0570-008656**

土曜日 9:00~17:00 (日曜日、祝日、年末年始を除く)

●サービス内容/「国の教育ローン」の制度内容や申込み手続きなどに関するご相談・借入申込書、パンフレットなどのご請求の受付

●全国から市内通話料金で利用可 ※利用できない場合(公衆電話、PHS、CATV電話など)は、03(5321)8656まで

■連携教育ローン

入学金や授業料等の支払いに、(株)オリエントコーポレーションとの提携教育ローン「学費サポートプラン」を利用できる。

問い合わせ先 オリコ学費サポートデスク (フリーダイヤル)0120-517-325

受付時間 9:30~17:30 ※土・日・祝、年末年始を除く

または <https://orico.jp/gakusapo/> 『オリコ 学費』で検索

12 学割

本校の在学生は、JR・電車・バス・アストラムライン・船などの学生割引通学定期や帰省などの際の長距離学生割引運賃が適用される

(ただし、ケースによっては適用されないものもある)

13 学生寮・アパートについて

◎入寮申込書(様式4)はWEB出願サイトより印刷して記入の上、出願時に提出する
詳しくは入学事務局まで問い合わせること

1. 榎町パーク寮(女子) ※問い合わせは学園本部(広島Law&Business専門学校) ☎082-247-3700へ

- ①入寮資格者は入学手続きを完了した者とし、部屋割りは指定する
- ②全室個室(1K)、エアコン、机、椅子、ベッド、クローゼット、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、掃除機を完備
- ③寮の契約は1年単位とし、原則として中途退寮は認めない

〈入寮に関する費用〉

◎入寮費 50,000円(契約時のみ) ◎保証金 50,000円(契約時のみ)

◎寮費等

寮費等一括納入の場合

	寮費	共益費	納入額
年額	324,000円 または 360,000円	72,000円	396,000円 または 432,000円

寮費等分割納入の場合(12回払い)

	寮費	共益費	納入額	納入合計
月額	27,000円 または 30,000円	6,000円	33,000円 または 36,000円	396,000円 または 432,000円

※入寮に関する費用は、1年分を一括もしくは分割にて納入すること ※寮費は、部屋(北向き、南向き)によって異なる ※水道代は共益費に含む ※電気代、ガス代、NHK受信料については、各自実費負担とする ※希望者には固定電話を設置する。その場合の基本料、通話料については、各自実費負担とする ※入寮の許可は、部屋数に限りがあるため入学手続き完了順とする

〈概要〉●所在地/広島市中区榎町 ●建物/鉄筋コンクリート7階建 ●個室面積/21.7㎡ ●交通/広島電鉄(市内電車)「土橋」電停へ徒歩1分→JR広島駅まで約20分→広島駅(新幹線口)より無料スクールバスで学校まで約8分

2. メゾン柳ヶ丘寮(男子)

- ①入寮資格者は入学手続きを完了した者とし、部屋割りは指定する
- ②全室個室(1K)、エアコン、机、椅子、ベッド、冷蔵庫(1人用)を完備。洗濯機あり(各階1台共同使用)
- ③寮の契約は1年単位とし、原則として中途退寮は認めない

〈入寮に関する費用〉

◎入寮費 30,000円(契約時のみ) ◎保証金 70,000円(契約時のみ)

◎寮費

寮費一括納入の場合

	寮費	納入額
年額	240,000円	240,000円

寮費分割納入の場合(12回払い)

	寮費	納入額	納入額
月額	20,000円	20,000円	240,000円

※入寮に関する費用は、1年分を一括もしくは分割にて納入すること ※電気代、水道代、NHK受信料については、各自実費負担とする ※電話回線が必要な場合は、各自で加入すること ※入寮の許可は、部屋数に限りがあるため入学手続き完了順とする

〈概要〉●所在地/広島県安芸郡府中町柳ヶ丘 ●建物/鉄筋コンクリート3階建 ●個室面積/17.7㎡ ●交通/学校までバイクで約5分、自転車で約10分、徒歩約30分

3. その他の物件

他の不動産物件の紹介を希望される方は、下記の不動産会社まで直接ご連絡いただき、ご希望の間取り、家賃及び見学日時などをご相談ください。

会社名	住所	電話
万栄不動産 (マンエイフドウサン)	安芸郡府中町大須1-19-12	082-284-0021

精神保健福祉学科

短期養成施設 通信課程(9ヶ月)

2025年4月1日～12月31日

一般養成施設 通信課程(1年6ヶ月)

2025年4月1日～2026年9月30日

1 募集定員・修業期間

学科・課程	募集定員	修業期間
精神保健福祉学科 短期養成施設通信課程	50名	9ヶ月(4月入学・12月卒業)
精神保健福祉学科 一般養成施設通信課程	50名	1年6ヶ月(4月入学・翌年9月卒業)

2 願書受付

募集区分	願書受付期間	合否通知送付	手続き締切日
1次	10月1日(火)～10月16日(水)	10月22日(火)	11月22日(金)
2次	10月17日(木)～11月6日(水)	11月12日(火)	12月13日(金)
3次	11月7日(木)～12月4日(水)	12月10日(火)	1月10日(金)
4次	12月5日(木)～1月22日(水)	1月28日(火)	2月28日(金)
5次	1月23日(木)～2月12日(水)	2月18日(火)	3月21日(金)
6次	2月13日(木)～3月21日(金)	受付より2週間以内	本校の指定する日

※要実習者は1次募集のみです。

要実習者は実習先の確保が困難な場合があるため、必ず事前に入試事務局へ相談すること

短期課程 20日間または28日間／一般課程 28日間

※実習免除者は1次募集からも願書受付可能

3 受験資格

広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県に在住している者

●短期養成施設通信課程

- (1) 社会福祉士
- (2) 福祉系大学卒業者等(基礎科目を履修済みの者)

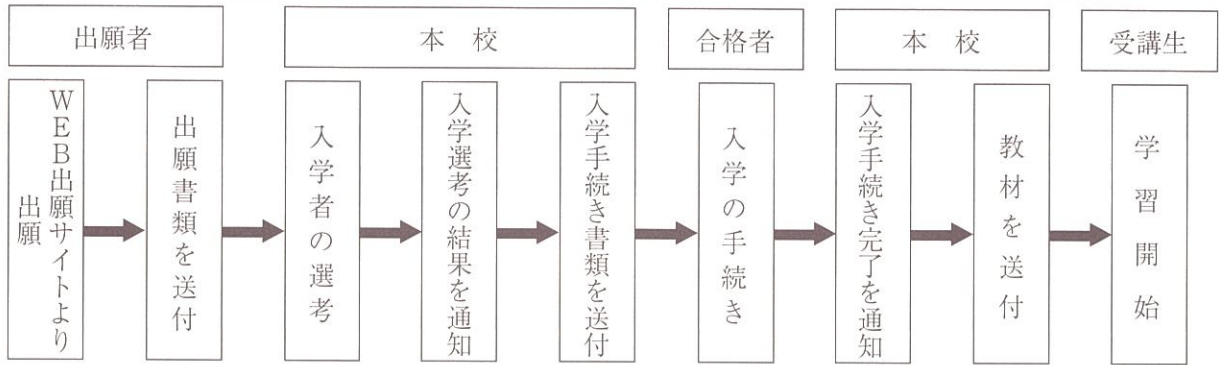
●一般養成施設通信課程

次のいずれかに該当する者であること

- (1) 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者(卒業見込みを含む)、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者
- (2) 学校教育法に基づく3年制短期大学等(夜間・通信によるものは除く)を卒業した者、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく2年制短期大学等または高等専門学校を卒業した者、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者
- (4) 指定施設において4年以上相談援助業務に従事した者(学歴問わず)

※受験資格について質問等は本校入試事務局にお問い合わせのこと

4 出願から学習開始まで



5 出願書類

- (1) 入学願書 WEB出願サイトより手順に従って出願
- (2) 経歴書(様式①) 本校ホームページまたはWEB出願サイトより印刷して使用
- (3) 小論文(様式⑤) 課題「発達障害について」本校ホームページまたはWEB出願サイトより印刷して使用
 ※課題名、氏名を記入のうえ横書きで自分の考えを500字から600字以内で記述すること
 ※黒のボールペンまたは、万年筆で記入すること
- (4) 入学選考料 5,000円
- (5) 必要に応じて提出する書類

	短期					一般			
	社会福祉士	社会福祉士 (実習免除該当)	福祉系 大学卒業(見込み)	福祉系 大学卒業(見込み) (実習免除該当)	福祉系 短大卒業+実務経験 (実習免除該当)	大学卒業(見込み)	大学卒業(見込み) (実習免除該当)	福祉系 短大卒業+実務経験 (実習免除該当)	実務経験 (実習免除該当)
社会福祉士登録証の写し	○	○							
卒業(見込み)証明書			○	○	○	○	○	○	○
基礎科目履修証明書 (成績証明書)			○	○	○				
実務経験証明書 (様式③-1,③-2)		○		○	○		○	○	○

※1 社会福祉士登録証の姓が、卒業証明書の姓と異なる場合は戸籍抄本を提出すること

※2 卒業証明書、実務経験証明書等が現在の姓と異なる場合は戸籍抄本を提出すること

※3 大学院卒業の者も、本校通信課程の入学資格は「大学卒業」となるため、大学の卒業証明書を提出すること

卒業証明書・実務経験証明書は出願時の直近3ヵ月以内発行のもので、コピーは認められない

2025年3月31日までに卒業見込みの者は『卒業見込み証明書』を提出 入学許可後『卒業証明書』を提出すること
提出のない場合は入学許可を取り消す

- (6) 小論文 様式⑥ 要実習者のみ本校ホームページまたはWEB出願サイトより印刷して使用
 課題 「精神保健福祉士における実習の目的・意義について述べなさい」 600字から800字以内
 ※黒のボールペンまたは、万年筆で記入すること
- (7) 実務経験証明書(本人申告書、機関証明書)様式③-1,③-2 実務経験があり実習免除に該当する者

6 出願方法・諸注意

- (1) 必要書類を郵送する場合は、入学願書はWEB出願のみとし、必要書類は郵送または本校に直接持参する
- (2) 所定のWEB出願ページから宛名を出力し、角2の封筒(個人で準備)に貼り、書留で送付すること
 入学選考料はコンビニエンスストア、クレジットカード、Pay-easy(ATMあるいはネットバンキング)
 いずれかを選択して支払うこと
- (3) 直接持参する場合は受付時間内に提出すること(受付時間午前9時～午後5時)
 ただし日曜日・祝日・振替休日および、年末年始休業や卒業式などの行事で休校している場合があるため
 事前に確認すること

- (4) 経歴書は、本人の自筆により楷書ではっきり記入する
- (5) 経歴書の記入は、黒色ペンまたはボールペンにより楷書で記入する
- (6) 出願書類に不備がある場合は事務局の指示により至急出願書類を整えること
- (7) 受理した出願書類及び入学選考料等は返還しない

7 選考方法及び合格発表

- (1) 選考方法 書類選考
- (2) 合格発表 合否通知送付日に発送する
電話による問い合わせには応じない

8 学費・入学手続

	入学金	受講料	スクーリング講義料	実習費(必要な者のみ)	合計
精神保健福祉学科 短期養成施設 通信課程	35,000 円	120,000 円	40,000 円	80,000 円	275,000 円
精神保健福祉学科 一般養成施設 通信課程	35,000 円	190,000 円	70,000 円	80,000 円	375,000 円

- (1) 本校所定の振込用紙を使用し、締切日に間に合うよう速やかに納入すること
- (2) 指定期日までに入学手続きされない場合は、入学辞退したものとみなす
- (3) 学費の納入および入学手続き書類確認後、手続き完了の通知を送付する
- (4) 実習費には、交通費及び宿泊費その他の個人的経費は含まれていない(実習先が遠方となる場合もある)
- (5) テキスト代は、学費とは別に3月上旬に請求する
(料金の目安) 若干の変動がある場合もある
(一般) 専門科目と共通2科目のみ 25,520 円 (別途送料 1,000 円) (2024 年度実績)
(短期) 専門科目のみ 22,330 円 (別途送料 1,000 円) (2024 年度実績)

9 実習免除制度

- (1) 対象 厚生労働省で定められた施設で、相談援助業務に1年以上従事された経験がある者等
- (2) 内容 ソーシャルワーク実習の単位取得及び実習費80,000円を免除する
- (3) 申請 入学願書とともに実務経験証明書(様式③)を提出すること
※2025年3月31日時点での実習免除該当者は6次募集で申し込むこと

10 入学金の減免特典制度

・入学希望者本人が学校法人 古沢学園 都市学園大グループ校の在籍者または卒業生である場合、入学金を全額免除する

※合格発表後に申請を受け付ける

※合格通知到着後、1週間以内に本校入試事務局(082)288-8804まで申し出ること

精神保健福祉学科 通信課程 実習免除について

実習免除に該当する実務経験は次ページ以降に記載されている指定施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことである。実務経験については、次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

①精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

②精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労場の選択等について、積極的な提案、誘導

③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

(注意) 乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・(事業等)種類・職種として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

精神保健福祉士の実習免除については、「精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第2条」の指定施設で、大卒者の場合専任の職員として大学卒業後1年以上相談援助業務に従事していることが要件です。

次の施設・事業において精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事した方は実務経験を有するものと認められます。（業務の5割以上が相談援助業務であること）

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		職種
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
精神科病院		<ul style="list-style-type: none"> ・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー その他（職種名を記入）
精神保健福祉センター		<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 その他（職種名を記入）
児童福祉法		
障害児通所支援事業を行う施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員 その他（職種名を記入）
	放課後等デイサービス	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	
乳児院		<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 その他（職種名を記入）
児童養護施設		<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 ・職業指導員 その他（職種名を記入）
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)		<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・職業指導員 ・心理指導担当職員 その他（職種名を記入）
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)		<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 その他（職種名を記入）

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉司 ・ 受付相談員 ・ 相談員 ・ 電話相談員 ・ 児童心理司 ・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ その他（職種名を記入）
母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子支援員 ・ 少年を指導する職員 ・ その他（職種名を記入）
障害児相談支援事業を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援専門員 ・ その他（職種名を記入）
児童自立支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童自立支援専門員 ・ 児童生活支援員 ・ 職業指導員 ・ その他（職種名を記入）
児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員 ・ その他（職種名を記入）
児童自立生活援助事業を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談援助業務を行う指導員 ・ その他（職種名を記入）
地域保健法	
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉相談員 ・ 社会福祉士
市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科ソーシャルワーカー ・ 心理判定員 ・ その他（職種名を記入）
医療法	
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科ソーシャルワーカー
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療ソーシャルワーカー ・ その他（職種名を記入）
生活保護法	
救護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活指導員
更生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他（職種名を記入）
被保護者就労支援事業を行う事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援員
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援員 ・ 被保護者就労準備支援担当者 ・ 相談支援に従事する者
就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援員
日常生活支援住居施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援員 ・ 生活支援提供責任者

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
地方自治体	
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 その他（職種名を記入）
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	
生活困窮者自立支援法	
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員 ・家計改善支援員 ・就労準備支援担当者
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	
社会福祉法	
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・査察指導員 ・身体障害者福祉司 ・知的障害者福祉司 ・老人福祉指導主事 ・現業員 ・家庭児童福祉主事 ・家庭相談員 ・面接員に相当する職員 ・婦人相談員 ・母子・父子自立支援員 ・母子・父子自立支援プログラム策定員 ・就業支援専門員 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 その他（職種名を記入）
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門員
市町村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動専門員 ・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員 その他（職種名を記入）
知的障害者福祉法	
知的障害者更生相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー その他（職種名を記入）
法務省設置法	
保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰調整官 ・保護観察官 その他（職種名を記入）

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		職種
障害者の雇用の促進等に関する法律		
広域障害者職業センター		・ 障害者職業カウンセラー その他（職種名を記入）
地域障害者職業センター		・ 障害者職業カウンセラー ・ 職場適応援助者 その他（職種名を記入）
障害者就業・生活支援センター		・ 主任就業支援担当者 ・ 就業支援担当者 ・ 生活支援担当職員 その他（職種名を記入）
売春防止法		
婦人相談所		・ 相談指導員 ・ 判定員 ・ 婦人相談員
婦人保護施設		・ 入所者を指導する職員
刑事収容施設法		
刑事施設		・ 刑務官 ・ 法務教官 ・ 法務技官（心理） ・ 福祉専門官
少年院法		
少年院		・ 法務教官 ・ 法務技官（心理） ・ 福祉専門官
少年鑑別所法		
少年鑑別所		・ 法務教官 ・ 法務技官（心理）
更生保護事業法		
更生保護施設		・ 補導に当たる職員 ・ 福祉職員 ・ 薬物専門職員 その他（職種名を記入）
発達障害者支援法		
発達障害者支援センター		・ 相談支援を担当する職員 ・ 就労支援を担当する職員 その他（職種名を記入）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)		
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	・ 生活支援員 ・ サービス管理責任者 その他（職種名を記入）
	自立訓練を行う施設	
	就労移行支援を行う施設	・ 生活支援員 ・ 就労支援員 ・ サービス管理責任者 その他（職種名を記入）

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		職種
障害福祉サービス事業	就労継続支援を行う施設	・生活支援員 ・サービス管理責任者 その他（職種名を記入）
	就労定着支援を行う施設	・就労定着支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員 その他（職種名を記入）
	自立生活援助を行う施設	・地域生活支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員 その他（職種名を記入）
	短期入所を行う施設	・相談援助業務に従事する職員 その他（職種名を記入）
	重度障害者等包括支援を行う施設	
	共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を含む)	
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	・相談援助業務に従事する職員
	障害者相談支援事業を行っている施設	
	障害児等療育支援事業を行っている施設	
一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	・相談支援専門員 その他（職種名を記入）	
特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)		
障害者支援施設	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 その他（職種名を記入）	
地域活動支援センター	・指導員 その他（職種名を記入）	
福祉ホーム	・管理人 その他（職種名を記入）	
基幹相談支援センター	・相談援助業務に従事する職員 その他（職種名を記入）	
介護保険法		
地域包括支援センター	・包括的支援事業に係る業務を行う職員(介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く)	

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
職業安定法	
公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者雇用トータルサポーター ・発達障害者雇用トータルサポーター ・雇用トータルサポーター（大学等支援分）
その他	
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員 その他（職種名を記入）
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
第1号職場適応援助者助成金 又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー その他（職種名を記入）
母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員
ひきこもり地域支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員
ホームレス自立支援事業を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談指導員 その他（職種名を記入）
地域若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	<ul style="list-style-type: none"> ・支援コーディネーター

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

精神障害者地域生活援助事業を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人 その他（職種名を記入）
精神障害者社会復帰施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人 その他（職種名を記入）
知的障害者援護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員 その他（職種名を記入）
児童デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員 その他（職種名を記入）

※なお、老人福祉法、介護保険法等に準ずる老人サービス、特別養護老人ホーム等や身体障害者領域における相談員等の実務経験は、精神保健福祉士学科では実習免除に該当しません。

実習免除についての問い合わせはこちらまで

→メールアドレス kokushi@furusawa.com

社会福祉学科

一般養成施設 通信課程(1年6ヶ月)
2025年4月1日～2026年9月30日

1 募集定員・修業期間

学科・課程	募集定員	修業期間
社会福祉学科 一般養成施設通信課程	50名	1年6ヵ月(4月入学・翌年9月卒業)

2 願書受付

募集区分	願書受付期間	可否通知送付	手続き締切日
1次	10月 1日(火)～10月16日(水)	10月22日(火)	11月22日(金)
2次	10月17日(木)～11月 6日(水)	11月12日(火)	12月13日(金)
3次	11月 7日(木)～12月 4日(水)	12月10日(火)	1月10日(金)
4次	12月 5日(木)～ 1月22日(水)	1月28日(火)	2月28日(金)
5次	1月23日(木)～ 2月12日(水)	2月18日(火)	3月21日(金)
6次	2月13日(木)～ 3月21日(金)	受付より2週間以内	本校の指定する日

3 受験資格

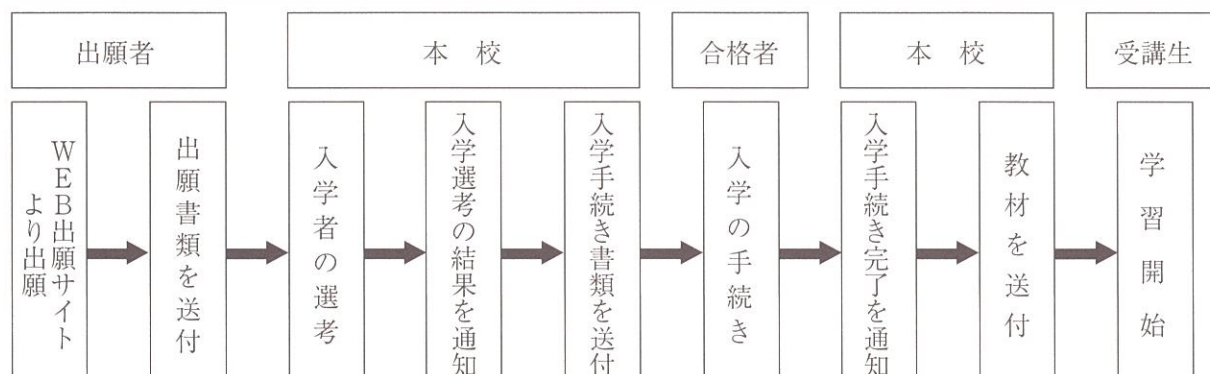
広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県に在住している者

次のいずれかに該当する者であること

- (1) 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者(卒業見込みの者)、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者
- (2) 学校教育法に基づく3年制短期大学等(夜間・通信によるものは除く)を卒業した者、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく2年制短期大学または高等専門学校を卒業した者、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者
- (4) 指定施設において4年以上相談援助業務に従事した者(学歴問わず)
- (5) 精神保健福祉士の者(登録者)

※受験資格についての質問等は本校入学事務局に問い合わせること

4 出願から学習開始まで



5 出願書類

- (1) 入学願書 WEB出願サイトより手順に従って出願
- (2) 経歴書(様式①) 本校ホームページまたはWEB出願サイトより印刷して使用
- (3) 小論文(様式⑤) 本校ホームページまたはWEB出願サイトより印刷して使用
課題「現代社会が求める社会福祉士の役割についてあなたの考えるところを述べなさい」
※課題名、氏名を記入のうえ横書きで自分の考えを1,000字から1,200字以内で記述すること
※黒のボールペンまたは、万年筆で記入のこと
- (4) 入学選考料 5,000円
- (5) 必要に応じて提出する書類
- (6) 実務経験証明書(様式③-3)実務経験があり実習免除に該当する者

	一 般					
	精神保健福祉士	精神保健福祉士 (実習免除該当)	大学卒業(見込み)	大学卒業(見込み) (実習免除該当)	短大卒等+実務経験 (実習免除該当)	実務経験 (実習免除該当)
卒業(見込み)証明書	○	○	○	○	○	○
実務経験証明書 (様式③-3)		○		○	○	○
精神保健福祉士 登録証の写し	○	○				

- ※1 精神保健福祉士登録証の姓が、卒業証明書の姓と異なる場合は戸籍抄本を提出すること
- ※2 卒業証明書、実務経験証明書等が現在の姓と異なる場合は戸籍抄本を提出すること
- ※3 大学院卒業の者も、本校通信課程の入学資格は「大学卒業」となるため、大学の卒業証明書を提出すること
卒業証明書・実務経験証明書は出願時の直近3ヵ月以内発行のもので、コピーは認められない
2025年3月31日までに卒業見込みの者は『卒業見込証明書』を提出 入学許可後『卒業証明書』を提出すること
提出のない場合は入学許可を取り消す
- ※4 要実習者で介護福祉士もしくは精神保健福祉士の者は登録証の写しを提出すること

6 出願方法・諸注意

- (1) 必要書類を郵送する場合は、入学願書はWEB出願のみとし、必要書類は郵送または本校に直接持参する
- (2) 所定のWEB出願ページから宛名を出力し、角2の封筒(個人で準備)に貼り、書留で送付すること
入学選考料はコンビニエンスストア、クレジットカード、Pay-easy(ATMあるいはネットバンキング)
いずれかを選択して支払うこと
- (3) 直接持参する場合は受付時間内に提出すること(受付時間午前9時～午後5時)
ただし日曜日・祝日・振替休日および、年末年始休業や卒業式などの行事で休校している場合があるため
事前に確認すること
- (4) 経歴書は、本人の自筆により楷書ではっきり記入する
- (5) 経歴書の記入は、黒色ペンまたはボールペンにより楷書で記入する
- (6) 出願書類に不備がある場合は、事務局の指示により至急出願書類を整えること
- (7) 受理した出願書類及び入学選考料等は返還しない

7 選考方法及び合格発表

- (1) 選考方法 書類選考
- (2) 合格発表 合否通知送付日に発送する
電話による問い合わせには応じない

8 学費・入学手続

	入 学 金	受 講 料	スクーリング講義料	実習費(必要な方のみ)	合 計
社会福祉学科 一般養成施設通信課程	35,000 円	190,000 円	70,000 円	80,000 円	375,000 円

- (1) 本校所定の振込用紙を使用し、締切日に間に合うようすみやかに納入すること
- (2) 指定期日までに入学手続きされない場合は、入学辞退したものとみなす
- (3) 学費の納入および入学手続書類確認後、手続き完了の通知を送付する
- (4) 実習費には、交通費及び宿泊費その他の個人的経費は含まれていない
- (5) テキスト代は、学費とは別に3月上旬に請求する
(料金の日安) 若干の変動がある場合もある
専門科目のみ 23,320 円 (別途送料 1,000 円) (2024 年度実績)

9 実習免除制度

- (1) 対 象 厚生労働省で定められた施設で、相談援助業務に1年以上従事した経験がある者
- (2) 内 容 ソーシャルワーク実習の単位取得及び実習費80,000円を免除する
- (3) 申 請 入学願書とともに実務経験証明書を提出すること
※2025年3月31日時点での実習免除該当者は6次募集で申し込むこと

10 社会福祉協議会介護福祉士等修学資金の案内について

平成21年度より各都道府県社会福祉協議会において、介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学する学生に対し、修学資金の貸付制度が始まっている。希望する者は、本校事務局まで問い合わせること

11 入学金の減免特典制度

- ・入学希望者本人が学校法人 古沢学園 都市学園大グループ校の在籍者または卒業生である場合、
入学金を全額免除する
- ※合格発表後に申請を受け付ける
※合格通知到着後、1週間以内に本校入学事務局(082)288-8804まで申し出ること

社会福祉学科 通信課程 実習免除について

社会福祉士の実習免除については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和 62 年厚生省令第 49 号)の指定施設で、専任の職員として1年以上相談援助業務に従事していることが要件です。

例えば以下の施設種類及び職種を参考にしてください。

児童分野		
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司、心理判定員 児童指導員 保育士
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員 少年指導員 (少年を指導する職員) 個別対応職員
	児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
	障害児入所施設 児童発達支援センター (障害児通所支援事業)	児童指導員 保育士 心理指導担当職員 児童発達支援管理責任者
	知的障害児施設 [知的障害児施設 自閉症児施設 (第一種、第二種)]	児童指導員 保育士
	知的障害児通園施設	児童指導員 保育士
	盲ろうあ児施設 [盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設]	児童指導員 保育士
	肢体不自由児施設 [肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設]	児童指導員 保育士
	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
	重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導員 (心理指導を担当する職員)
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
	児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)

児童分野			
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児童福祉法	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行う施設	指導員
			児童指導員
			保育士
			児童発達支援管理責任者
			障害福祉サービス経験者
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
		医療型児童発達支援事業を行う施設	児童指導員
			保育士
			児童発達支援管理責任者
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
		放課後等デイサービス事業を行う施設	指導員
			児童指導員
			保育士
			児童発達支援管理責任者
			障害福祉サービス経験者
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	訪問支援員 （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	
		児童発達支援管理責任者	
	保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員 （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	
		児童発達支援管理責任者	
障害児相談支援事業	相談支援専門員		
乳児院	児童指導員		
	保育士		
	個別対応職員		
	家庭支援専門相談員		
	里親支援専門相談員		
指定発達支援医療機関 〔肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの〕	児童指導員		
	保育士		
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員		
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員		
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員		
利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員		
児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行っている職員（相談員）		
その他	地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
		心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	
		重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員 保育士
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	

児童分野		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
その他	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
高齢者分野		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	介護老人保健施設	支援相談員 相談指導員 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	介護医療院	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (保健師、主任介護支援専門員等)
介護保険法	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 [指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む]	生活相談員 計画作成担当者
	指定通所介護を行う施設 [基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む]	生活相談員 生活指導員
	指定短期入所生活介護を行う施設 [基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む]	生活相談員 生活指導員
	指定通所リハビリテーションを行う施設 [指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む] ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員
	指定短期入所療養介護を行う施設 [指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む] ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 [指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む]	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む]	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員

高 齢 者 分 野		
	施 設 種 類	相 談 援 助 業 務 の 実 務 経 験 と し て 認 め ら れ る 職 種
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員 生活指導員
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員 生活指導員
	軽費老人ホーム 〔都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む〕	生活相談員 生活指導員
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員 生活指導員
	老人デイサービスセンター	生活相談員 生活指導員
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員
	有料老人ホーム	生活相談員
	その他	高齢者総合相談センター
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)		生活援助員
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世帯付住宅(シルバーハウジング)、多くの 高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業〕		相談援助業務を行っている生活援助員
サービス付き高齢者向け住宅		相談援助業務を行っている職員
障 害 者 分 野		
	施 設 種 類	相 談 援 助 業 務 の 実 務 経 験 と し て 認 め ら れ る 職 種
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
ケース・ワーカー		
身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター(A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター〕	身体障害者に関する相談に応ずる職員	
点字図書館	相談援助業務を行っている職員	
福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		心理判定員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
福祉法 知的障害者	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケース・ワーカー
支援法 障害者総合	障害者支援施設	生活支援員
		就労支援員
		サービス管理責任者
	地域活動支援センター	指導員

障害者分野			
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者総合支援法	福祉ホーム	管理人	
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	
	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 〔 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 〕	生活支援員
			生活指導員
		身体障害者療護施設	生活支援員
			生活指導員
		身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員 生活指導員
	身体障害者福祉工場	指導員	
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士
			精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士
			精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	
		精神障害者社会復帰指導員	
	精神障害者福祉ホーム	管理人	
	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	生活支援員
			生活指導員
		知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員
	生活指導員		
	知的障害者通勤寮	生活支援員	
		生活指導員	
	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員
			サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)	生活支援員
			サービス管理責任者
		就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員
			就労支援員 サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設 (A型、B型)	生活支援員
			サービス管理責任者
就労定着支援を行う施設		就労定着支援員	
		サービス管理責任者	
自立生活援助を行う施設		地域生活支援員	
		サービス管理責任者	
療養介護を行う施設		相談援助業務を行っている職員	
短期入所を行う施設 〔 身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む 〕	相談援助業務を行っている職員		
重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員		
共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員		
共同生活援助を行う施設 〔 精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む 〕	相談援助業務を行っている職員		
地域生活 支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
	障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	

障 害 者 分 野			
	施 設 種 類	相 談 援 助 業 務 の 実 務 経 験 と し て 認 め ら れ る 職 種	
合 障 支 害 援 者 法 総 の の 園 法 の ぞ み	一般相談支援事業所	相談支援専門員	
	特定相談支援事業所	相談支援専門員	
	相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	
の の 園 法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員	
		相談援助業務を行っているケースワーカー	
者 発 支 達 援 障 法 害	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	
		就労支援を担当する職員	
関 障 す 害 る 者 法 律 の 雇 用 の 促 進 等 に	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
	障害者雇用支援センター	障害者就業・生活支援センター	職場適応援助者
			障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
			主任就業支援担当者
			就業支援担当者
	職 業 安 定 法	公共職業安定所	主任職場定着支援担当者
生活支援担当職員			
精神障害者雇用トータルサポーター			
そ の 他	知的障害者福祉工場	発達障害者雇用トータルサポーター	
		雇用トータルサポーター（大学等支援分）	
		相談援助業務を行っている指導員	
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	
		地域体制整備コーディネーター	
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域移行推進員	
		地域体制整備コーディネーター	
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域移行推進員	
		相談援助業務を行っている職員	
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く	
相談援助業務を行っている職員			
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く		
	相談援助業務を行っている職員		
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者		
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	
そ の 他 の 分 野			
	施 設 種 類	相 談 援 助 業 務 の 実 務 経 験 と し て 認 め ら れ る 職 種	
地 域 保 健 法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	

その他の分野		
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 退院後生活環境相談員
生活保護法	救護施設	生活指導員
	更生施設	生活指導員
	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
	宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
	日常生活支援住居施設	生活支援員 生活支援提供責任者
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員
		相談支援員
		就労支援員
		就労準備支援担当者
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）
		現業員・ケースワーカー
		家庭児童福祉主事
		家庭相談員
		面接相談員
		婦人相談員
		母子・父子自立支援員、母子相談員
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕	
売春防止法	婦人相談所	相談指導員
		判定員（心理・職能判定員） 婦人相談員
	婦人保護施設	入所者を指導する職員

その他の分野		
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
母子 保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
母子及び 並びに寡婦 福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員 (母子の相談を行う職員)
刑事 施設 収容	刑事施設	刑務官
		法務教官
		法務技官(心理)
		福祉専門官
少年 院法	少年院	法務教官
		法務技官(心理)
		福祉専門官
少年 鑑別所法	少年鑑別所	法務教官
		法務技官(心理)
更生 保護法	地方更生保護委員会	保護観察官
		社会復帰調整官
	保護観察所	保護観察官
		社会復帰調整官
更生 保護 事業法	更生保護施設	補導主任
		補導員
		福祉職員
		薬物専門職員
裁判 所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
労働者 災害 補償 保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
難病の 患者に 対する 医療等 に関する 法律	難病相談支援センター	難病相談支援員
成年後 見制度 の利用 の促進 に関する 法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク づくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行っている 施設	相談援助業務を行っている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業 実施要領に規定する事業〕	就労支援員

その他の分野		
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
その他	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター その他相談援助業務を行っている職員
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	自立相談支援機関 (自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員
		相談支援員
		就労支援員
		家計相談支援員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員	

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員
	生活指導員
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士
	精神障害者社会復帰指導員
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
知的障害者デイサービスセンター	指導員
	生活指導員
	相談援助業務を行っている職員
知的障害者福祉ホーム	管理人
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、 障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃 貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施 する事業〕 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活 援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員

これらの指定施設及び指定施設に準じる施設等において不明な場合には、直接学校に照会してください。

実習免除についての問い合わせはこちらまで

→メールアドレス kokushi@furusawa.com

WEB出願から入学までの手順



入試区分の確認

「各学科受験資格」で必ず必要事項をご確認ください



WEBで出願

本校ホームページ(<https://www.furusawa.com/fukushi/>)上にあるWEB出願サイトへアクセス
入試区分、志望する学科など、画面の指示に従い、必要事項を入力してください



入学選考料の支払い

コンビニエンスストア、クレジットカード、Pay-easy(ATMあるいはネットバンキング)などの決済方法を選択し、お支払いください



必要書類の印刷

「経歴書、様式⑤(通信課程のみ)、様式⑥(精神保健福祉学科通信課程・要実習者のみ)、入寮申込書(必要な場合のみ)」をダウンロードして、A4普通紙に印刷してください



必要書類の提出

「経歴書、実務経験証明書(対象者のみ)、様式⑤(通信課程のみ)、様式⑥(精神保健福祉学科通信課程・要実習者のみ)、入寮申込書(必要な場合のみ)」を合わせて出願締切日内(消印有効)に本校に提出。本校行き「宛名ラベル」をダウンロードして、封筒(角2サイズ)に貼り、郵便局の窓口から書留で郵送または持参してください



受験票の印刷

受験票は、必要書類を提出後、出願が受理されたら、出願時に登録されたメールアドレスに通知が届きます
各自で印刷して、試験当日に必ず持参してください



合格発表

本校より郵送でご自宅に届きます。内容を確認してください
WEB出願サイトからも合否照合ができます



入学手続き

入学時納入金の納入と入学手続書類の提出をして、完了します
入学手続き締切日までに、確認をして手続きを行ってください

WEB出願の特徴

1. 出願書類の取り寄せ不要



手元に出願書類がなくても、本校のホームページのWEB出願サイトから、効率よく出願をすることができます

2. 記入もれがなくなる



入学願書を手書きする必要がありません。スマートフォン・タブレット・パソコンで入力できます。エラー・入学選考料の間違いがなく安心です

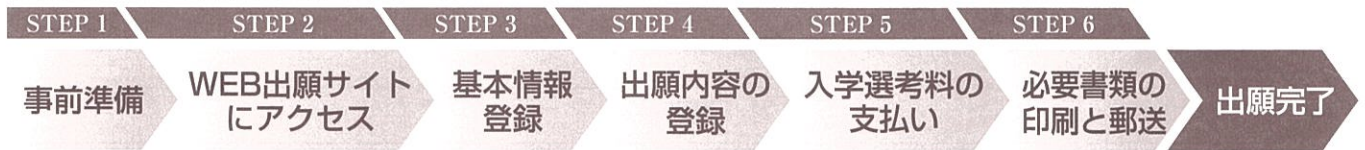
3. いつでも出願、24時間支払いOK



出願期間内であれば、いつでも出願できます。入学選考料も24時間コンビニエンスストアなどからお支払いできます

WEB出願の流れ

出願完了までの流れは、以下の通りです



STEP 1 事前準備

インターネットに接続されたスマートフォン・タブレット・パソコンなどを用意してください
写真データ(3ヶ月以内に撮影)を用意してください
必要書類※は、早めに準備を始め、出願前には必ず手元にあるようにしておいてください
※必要書類…経歴書、実務経験証明書など

経歴書 実務経験証明書 写真

STEP 2 WEB出願サイトにアクセス

本校ホームページ▶ <https://www.furusawa.com/fukushi/>
からアクセス

WEB出願

↑
WEB出願ボタンにアクセスして登録を行います

STEP 3 基本情報登録

メールアドレス、氏名、住所、写真のアップロード等

写真は本人確認に使用します。以下の仕様でご用意ください

【提出写真の仕様】

- 正面、上半身、脱帽、背景なしで3ヶ月以内に撮影されたもの
- カラー写真（容量5MB以下）

※不鮮明な写真は受け付けません

本人写真

STEP 4 出願内容の登録

画面の手順や留意事項を必ず確認して、画面に従って必要事項を入力してください。

入学選考料の支払い方法で「コンビニエンスストア、Pay-easy (ATMあるいはネットバンキング)」を選択された方は、支払い方法の選択後に表示されるお支払いに必要な番号を控えたうえ、通知された「お支払い期限」内にコンビニエンスストア等にてお支払いください。

申込登録完了後に確認メールが送信されます。メールを受信制限している場合は、送信元(@syutsugan.net)からのメール受信を許可してください ※確認メールが迷惑フォルダなどに振り分けられる場合がありますので、注意してください



申込登録完了後は、登録内容の修正・変更ができませんので誤入力のないよう注意してください。ただし、入学選考料支払い前であれば正しい出願内容で再登録することで、実質的な修正が可能です。詳細は、「出願についてのQ&A」(ホームページ)をご覧ください

※「入学選考料の支払い方法」でクレジットカードを選択した場合は、出願登録と同時に支払いが完了しますので注意してください

入学選考料の支払い

※支払った入学選考料は一切返金しません

① クレジットカードでの支払い

出願内容の登録時に選択し、支払いができます

【ご利用可能なクレジットカード】VISA、Master、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners



出願登録時に支払い完了

② コンビニエンスストアでの支払い

出願内容の登録後に表示されるお支払いに必要な番号を控えて、コンビニエンスストアでお支払いください

●レジで支払い可能

●店頭端末を利用して支払い可能

⑦ セブン-イレブン



Loppi

LAWSON



Famiポート

あなほ、コンビニ、FamilyMart

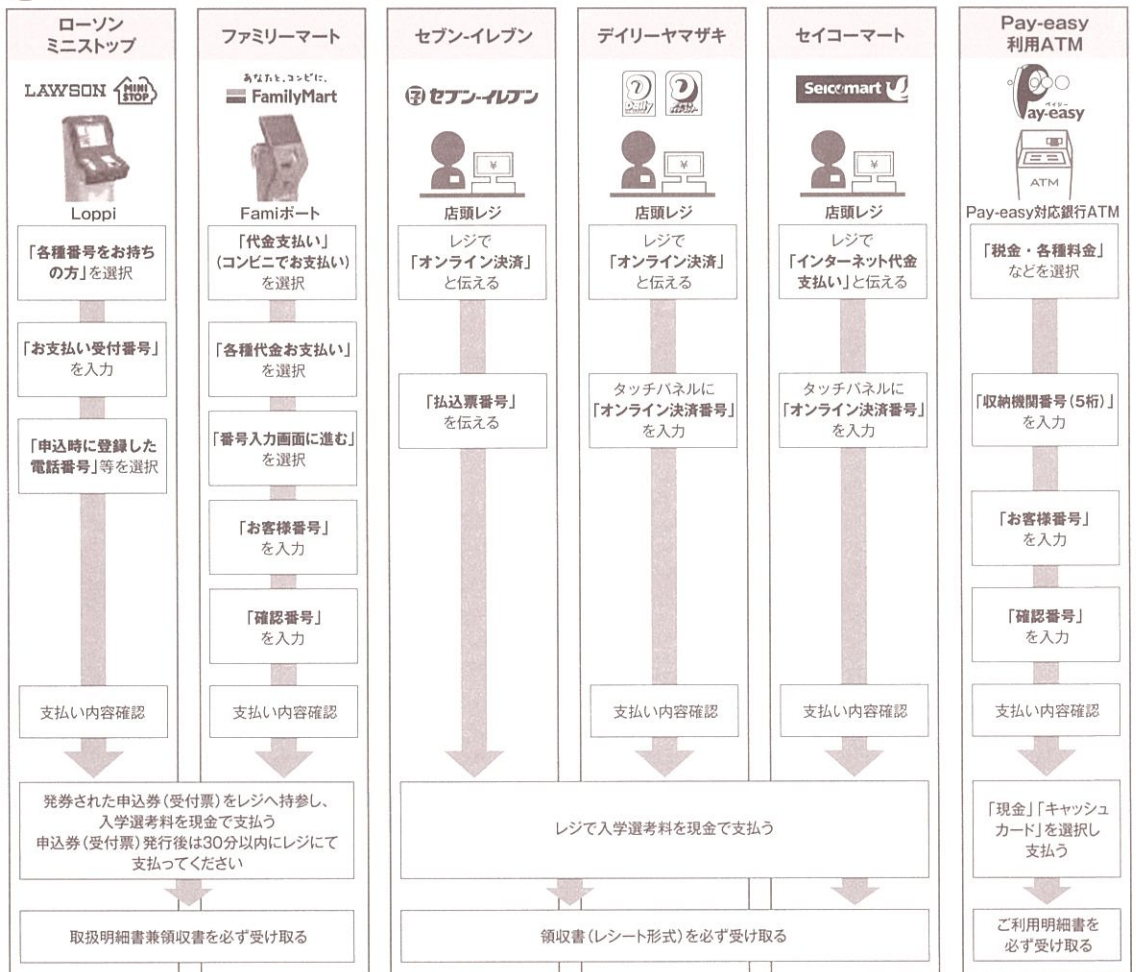
③ Pay-easy対応銀行ATMでの支払い

出願内容の登録後に表示される支払いに必要な番号を控えて、ペイジー対応銀行ATMにて画面の指示に従って操作のうえお支払いください ※利用可能な銀行は「支払い方法選択」画面で確認してください



各コンビニ端末画面・ATMの画面表示に従って必要な情報を入力し、内容を確認してから入学選考料をお支払いください。

② コンビニエンスストア



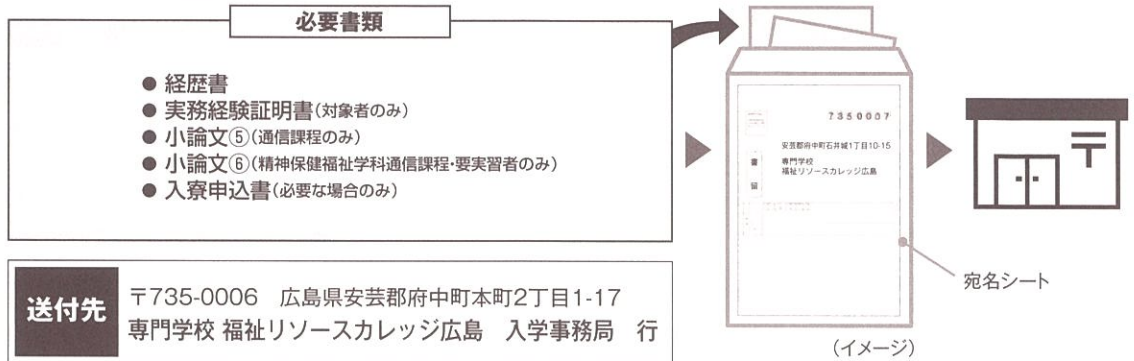
STEP

6

必要書類の印刷と郵送

*登録だけでは出願は完了していませんのでご注意ください

出願登録、入学選考料の支払後にダウンロードできる書類等を印刷し、その他の必要書類と併せて出願期間内に郵便局窓口から「書留」で郵送してください ※出願締切日消印有効



※提出した必要書類・入学選考料は一切返却および返金しません

出願完了

出願時の
注意点

出願はWEB出願サイトでの登録完了後、入学選考料を支払い、必要書類を提出して完了となります
登録が完了しても出願書類の提出期限に書類が届かなければ出願を受理できませんのでご注意ください

WEB出願は24時間可能です。ただし、出願登録は出願締切日17時まで、入学選考料の支払いは出願締切日まで(営業時間はコンビニエンスストアやATMなど、施設によって異なります)、必要書類の郵送は出願締切日消印有効です。ゆとりを持った出願を心がけてください

受験票の発行

受験票の印刷 (精神保健福祉学科昼間課程のみ)

受験票は、必要書類を提出後、出願が受理されたら、出願時に登録されたメールアドレスに通知が届きます。その後、必ずマイページにてダウンロード・印刷して、試験当日に持参してください

通信課程 よくある質問 1 スクーリングについて

●スクーリング会場は広島都市学園大学 西風新都キャンパスです。

① スクーリングの回数、日数、実施期間の予定(どの学科も平日にスクーリングは行いません。)
実習の日程の詳細は5月の連休明けに決まります。以下は予定です。

●精神保健福祉学科 短期養成施設 通信課程 合計5～6日間予定
7月～9月を予定。

●精神保健福祉学科 一般養成施設 通信課程 合計6日間
1年目 2日間+2日間 計4日間 予定
2年目 2日間 予定
7月～9月を予定。

●社会福祉学科 一般養成施設 通信課程 合計6日間
1年目 4日間
2年目 2日間

②要実習者

実習の必要な方は上記スクーリングに加えて実習授業および実習報告会があります(平日は行いません。)

精神保健福祉学科 短期養成施設 通信課程 2日間

精神保健福祉学科 一般養成施設 通信課程 3日間

社会福祉学科 一般養成施設 通信課程 4日間

③スクーリング参加注意事項

本校が指定した期間の全日程受講が必要です。

精神保健福祉学科…講義と演習グループワーク

社会福祉学科…演習グループワーク

④駐車場の利用

広島都市学園大学西風新都キャンパスの駐車場が利用できます。

土曜日実施の場合、徒歩約5分の第2駐車場の利用をお願いする場合があります。

⑤宿泊施設

当校では宿泊施設の斡旋は行っていません。各自、広島市内のビジネスホテル等の手配をお願いします。広島市内はイベント等が多数あるため、スクーリング日時決まり次第予約されることをお勧めします。

通信課程 よくある質問 2 実習について（要実習者の方）期間、日数等

①精神保健福祉学科 短期養成施設 通信課程

- ・精神科病院12日間(90時間)以上
 - ・精神障害者施設16日間(120時間)以上 ※社会福祉士の実習履修済みの方は8日間(60時間)以上
- 計20日～28日間

実習時期(予定)7月中旬から11月中旬 (例)8月精神科病院 10月精神障害者施設
病院実習と施設実習は別日程で行います。

②精神保健福祉学科 一般養成施設 通信課程

- ・精神科病院12日間(90時間)以上と精神障害者施設16日間(120時間)以上
- 計28日間

実習時期(予定)1回目9月中旬から11月中旬 2回目12月から翌年6月中旬
(例)1回目8月 2回目翌年5月
病院実習と施設実習は別日程で行います。

③社会福祉学科 通信課程

31日間240時間以上

実習時期 7月から翌年5月に2回

※精神保健福祉士養成過程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成過程における「介護実習」を履修している方は60時間を上限として実習免除とする場合があります。

※上記実習は原則平日に連続して行われますので、2週間から4週間のまとまった休みを確保してください。

※上記に加え実習授業があります。

- ・精神保健福祉学科 短期養成施設 通信課程…2日
- ・精神保健福祉学科 一般養成施設 通信課程…3日
- ・社会福祉学科 一般養成施設 通信課程…4日

※実習授業は、土日祝に行います。

実習機関

精神保健福祉学科…本校で登録した精神科病院、精神障害者施設

社会福祉学科…本校で登録した高齢者、障害者施設、社会福祉協議会等

※なるべくご自宅に近い施設で実習を計画しますが、遠方になる可能性があるため出願前に必ず入試事務局にお問い合わせ下さい。

実習が必要な方への注意事項

実習が必要な方は以下の注意事項を必ずご確認ください。

- ・福祉施設、医療機関などで実習を行うことで、専門職として相談援助業務を実際に行うために必要な知識・技術・態度を身につけます。
- ・実習用の学習を行う必要があります。
- ・スクーリングに加え実習事前指導、実習事後指導の授業があります。
- ・実習は6 or 7月から翌年の7月までの学校が指定した期間に行います。(予定)。
- ・実習は平日の連続した日程で行います(土曜日が含まれる場合もあります)。
- ・1日あたりの実習は、8時間以上です。
- ・週2～3日、年末年始やお盆、祝祭日など個人の事情に応じた分散した日程での実習には対応していません。
- ・実習先の確保、手配は学校が行います。実習施設は治療や支援を必要とする方々のためにあります。受け入れ先の事情を考慮し、実習施設や実習時期は学校が決定します。実習生の希望通りの時期や場所となるとは限りませんのであらかじめご了承ください。
- ・また、実習先が遠方となる場合や、宿泊を伴う場合もあります(交通費や宿泊費は実習生本人が負担)。

精神保健福祉学科 実務経験証明書

(本人申告書)

学校法人古沢学園 専門学校福祉リソースカレッジ広島 学校長 様

選考番号※

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年 月 日 (満 歳)
住 所	〒	
法人の名称		
施設・事業所の名称		
施設(事業)種類		
職 種		
私は、上記の施設・機関において精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事している(していた)ことを機関証明書を添えて申告致します。		
申告書作成日		年 月 日 本人(印)

注意 精神保健福祉に関する相談援助業務の実務は、次の①～⑤に該当する業務に年間を通じた業務の5割以上従事することを要件とする。

- ① 精神障害者の相談 ② 精神障害者に対する助言、指導 ③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練 ④ 精神障害者に対するその他の援助 ⑤ 援助を行うための関係者との連絡、調整等

なお、病棟における食事の介助や入浴の看護業務は、実務経験として認められない。

業務従事機関の計算方法は、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上の者を含む)で従事した期間を通算して計算するものとする。

○枠線内のみ記入してください。

○記入していただく内容は、入学選考時のみ使用することを目的とします。

○施設の種類の学生募集要項の精神保健福祉学科 実習免除についてのページを参考にしてください。

○複数必要な場合はコピーして使用してください。

精神保健福祉学科 実務経験証明書 (機関証明書)

学校法人古沢学園 専門学校福祉リソースカレッジ広島 学校長 様

選考番号※

フリガナ		生 年 月 日
本人氏名		年 月 日 (満 歳)
法人の名称		
施設・事業所の名称		
施設(事業)種類		
職 種		
上記の者は、 年 月 日より 年 月 日まで 当施設・機関において精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事している(して いた)ことを証明致します。		
証明書作成日 年 月 日		
所在地		
施設・機関名	代表者(印)	
施設・機関代表者		

注意 精神保健福祉に関する相談援助業務の実務は、次の①～⑤に該当する業務に年間を通じた業務の5割以上従事することを要件とする。

- ① 精神障害者の相談 ② 精神障害者に対する助言、指導 ③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練 ④ 精神障害者に対するその他の援助 ⑤ 援助を行うための関係者との連絡、調整等

なお、病棟における食事の介助や入浴の看護業務は、実務経験として認められない。

業務従事機関の計算方法は、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上の者を含む)で従事した期間を通算して計算するものとする。

○枠線内のみ記入してください。

○記入していただく内容は、入学選考時のみ使用することを目的とします。

○施設の種類の学生募集要項の精神保健福祉学科 実習免除についてのページを参考にしてください。

○複数必要な場合はコピーして使用してください。

×
き
り
と
り
線

社会福祉学科 実務経験証明書

※複数機関で合算が必要な場合は、コピーしてください

本人申告書(本人が記入してください)

学校法人 古沢学園 専門学校福祉リソースカレッジ広島 学校長 様		選考番号	※
(申告者)			
〒 - 住所			
氏名		(印)	
私の相談援助に関する実務経験は次のとおりですので、下記の証明書を添えて申告いたします			
施設の種類		期 間	
勤務先の名称		年 月 日～年 月 日	
職 種		(年 ヶ月)	

機関証明書(機関に記入してもらってください)

		選考番号	※
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日 (満 歳)	
職 種			

- (1) 上記の者は、 年 月 日より当施設・機関において相談援助の業務に従事していることを証明します。
- (2) 上記の者は、 年 月 日より 年 月 日まで当施設・機関において相談援助の業務に従事していたことを証明します

年 月 日

所 在 地
施 設・機 関 名
施 設・機 関 代 表 者

(印)

○ 記入していただく内容は、入学選考時のみ使用することを目的とします
○ 施設の種類の学生募集要項実習免除についてページを参考にしてください
※ 欄は記入しないこと

昼間課程キャンパス

●交通のご案内

■県庁前・広島駅前⑩のりばより

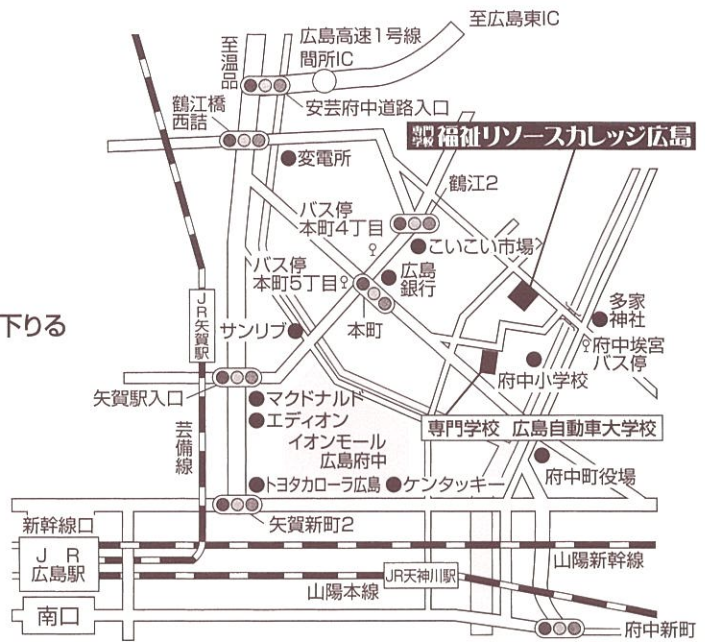
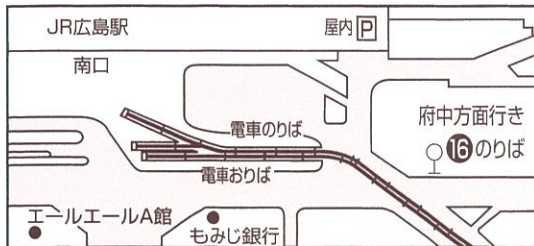
- 広電バス②号線「大須経由温品4丁目」行き乗車
「本町4丁目」下車徒歩6分
- 広電バス②号線「府中山田」行き乗車
「府中埃宮(えのみや)」下車徒歩3分

■JR山陽本線「天神川駅」下車徒歩15分

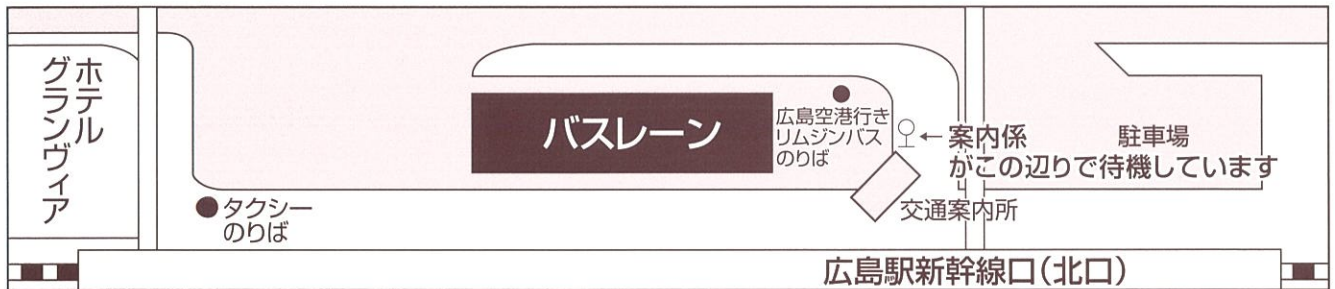
■JR芸備線「矢賀駅」下車徒歩15分

●山陽自動車道広島東ICより広島高速1号線「間所IC」下りる

広島駅前路線バスのりば案内図(広島駅南口周辺図)

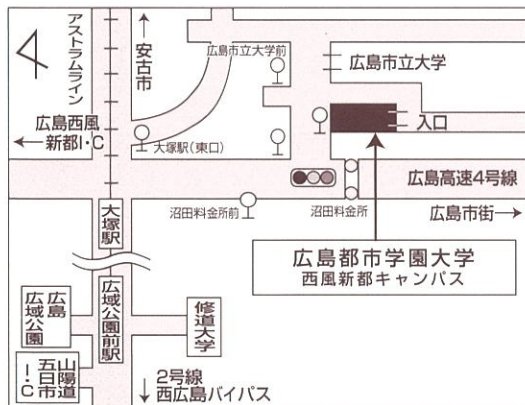


広島駅新幹線口送迎希望者集合場所案内図(広島駅北口周辺図)



オープンキャンパス実施日は送迎(無料)があります。

通信課程のスクーリング会場



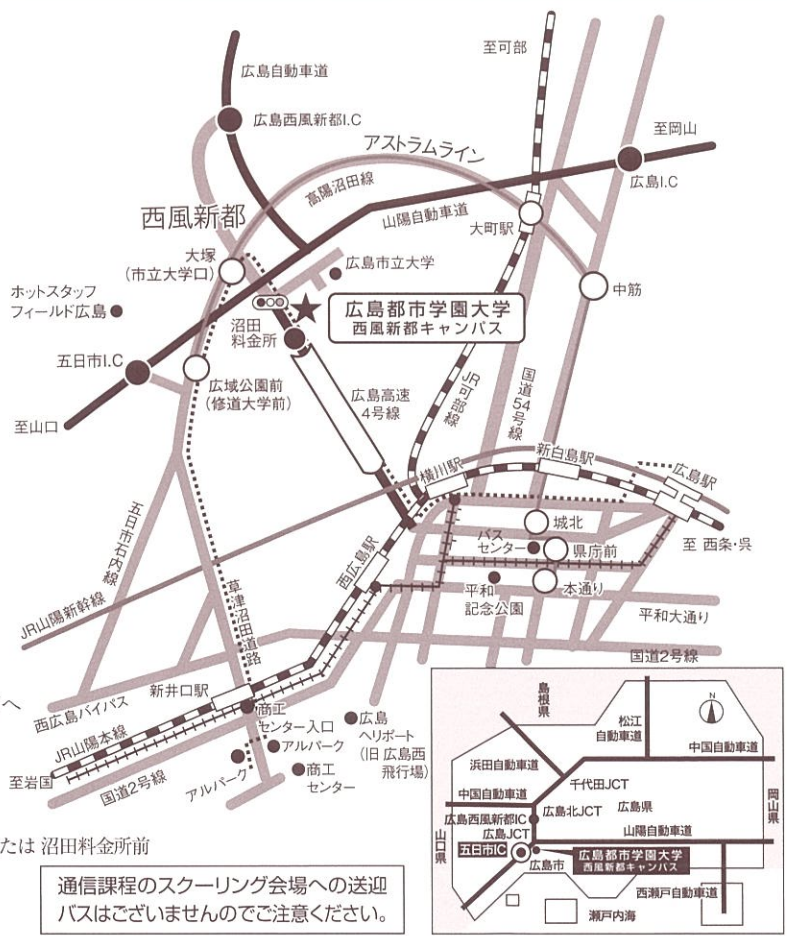
交通のご案内

■車・バイク(駐車場完備)

- 市内中心部から「広島高速4号線」沼田料金所を出てすぐの信号を右折
- 国道2号線西広島バイパスを「山陽自動車道五日市I.C」方面へ
- 「山陽自動車道五日市I.C」より沼田方面へ(約5分)
- 「広島自動車道広島西風新都I.C」より市内中心部方面へ「広島高速4号線」沼田料金所手前の信号を左折
- 「山陽自動車道沼田スマートI.C」より広島市立大学方面へ(約5分)
- ※「広島市立大学」の看板を目印にお越しください。

■公共交通機関

- 広島電鉄バス 花の季台・こころ団地線乗車
広島バスセンター → JR「横川駅」 → 広島市立大学前または 沼田料金所前
(7分) (16分)
- アストラムライン「大塚駅」から徒歩15分
※市内中心部「本通駅」から「大塚駅」まで約35分



通信課程のスクーリング会場への送迎バスはございませんのでご注意ください。

オープンキャンパスのお知らせ

進路決定の1番のポイントは、実際に学校を自分の目で見て確かめること！

そこで、**専 福祉リソースカレッジ広島**ではみなさんに学校を見て、学校の状況を知ってもらい、またいろいろな質問などにもお答えができるよう、オープンキャンパスをおこないます。

1日で本校の教育内容の一部が体験できます。

ぜひ、ご友人と、また、ご家族連れでお気軽にご参加ください。

開催時間 10:00~12:30

1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
6/22 -土-	7/20 -土-	8/24 -土-	9/21 -土-	10/5 -土-	11/16 -土-	12/21 -土-	2025 1/18 -土-	2025 2/22 -土-	2025 3/8 -土-

受付時間 9:50 送迎ご利用の方 **9:30**
広島駅 (集合) 9:20

送迎利用の場合は広島駅新幹線口
送迎希望者集合場所(案内図参照)

内容

- ① 学校紹介
- ② 入学案内
- ③ 体験授業
- ④ 個別相談(質問等)

開催場所(集合場所)

専 福祉リソースカレッジ広島
学校
※広島駅新幹線口から送迎があります

☎ (082) 288-8804

申込み方法

電話、本校ホームページにて
お申込みください
後日「参加チケット」をお届け
します



案内図

専 福祉リソースカレッジ広島
〒735-0006 広島県安芸郡府中町本町2丁目1-17
TEL (082) 288-8804
FAX (082) 283-6526

●交通のご案内

■県庁前・広島駅前⑩のりばより

- 広電バス②号線「大須経由温品4丁目」行き乗車
「本町4丁目」下車徒歩6分
- 広電バス②号線「府中山田」行き乗車
「府中埃宮(えのみや)」下車徒歩3分

■JR山陽本線「天神川駅」下車徒歩15分

■JR芸備線「矢賀駅」下車徒歩15分

●山陽自動車道広島東ICより広島高速1号線「間所IC」下りる
広島駅前路線バスのりば案内図(広島駅南口周辺図)

広島駅新幹線口送迎希望者集合場所案内図(広島駅北口周辺図)



オープンキャンパス実施日は送迎(無料)があります。